

第 4 号様式（第 7 条関係）（A 4）

エリアマネジメント活動事業各受益者納付額徴収猶予
決定
不承認
通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年 月 日付けで提出のあった各受益者納付額の徴収猶予申請について、大阪市うめきた先行開発地区エリアマネジメント活動事業分担金条例第 9 条の規定により、次のとおり通知します。

1 決定します。

徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
徴収猶予金額	円
備考	

2 承認できません。

理由	
----	--

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。